

第2次大田原市行政改革大綱

(平成23年度～平成27年度)

平成23年3月

大田原市

はじめに

人口減少社会の到来や少子・高齢化の進行など、社会構造が大きく転換していこうとしている中、国と地方との関係も新たな段階を迎えております。

国が進めている地域主権改革は、国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換するものであります。

これにより、地域住民として自ら暮らす地域のあり方について自ら考え、選択と行動に責任を負うという住民主体の発想に基づいてのまちづくりを行っていくことが求められています。

また、長引く景気の低迷により、自主財源の根幹をなす市税は落ち込む一方で、社会保障関係費用等の公共サービス提供のための支出が増大しており、市の財政状況は厳しい状況におかれております。

このようなことから、新たな視点に立った行政改革への取り組みが不可欠であると考え、大田原市行政改革推進委員会の提言等をいただき、今後5年間の行政改革の基本指針として第2次大田原市行政改革大綱を策定したものであります。

本大綱を基本に、本市の行政改革が着実に推進されることにより、市民と行政とが一体となった活気あふれる大田原市が築かれるものと確信しております。市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成23年3月

大田原市行政改革推進本部

本部長（大田原市長） 津久井 富 雄

〈目 次〉

I	策定の背景	1 頁
II	行政改革大綱の策定の必要性	2 頁
III	行政改革を推進するための取り組み内容	3 頁
1	自助、互助、公助のまちづくりの推進	3 頁
2	市民サービスの向上	3 頁
3	効率的な執行体制の確立	4 頁
4	行政体制の見直し	4 頁
5	持続可能な財政構造の確立	5 頁
6	公営企業等の経営健全化	6 頁
IV	実効ある改革とするために	7 頁
1	年度別実施計画の策定	7 頁
2	推進体制	7 頁
3	計画期間	7 頁

I 策定の背景

本市は、昭和60年6月20日に大田原市行政改革実施本部を設置し、同年10月、組織機構の簡素化、給与及び定員管理の適正化、事務事業の見直し、民間委託の促進等を盛り込んだ行政改革大綱を策定しました。

平成7年度には、さらなる行政改革の推進を図るため、各界の代表や公募委員からなる大田原市行政改革推進委員会を設置し、行政改革大綱の見直しや取り組み内容に対する提言をいただきながら、行政改革に積極的に取り組んできました。

国においては、平成12年4月、権限委譲の推進、市町村合併促進措置等が盛り込まれた「地方分権一括法」が施行され、国と地方自治体の役割が明確になりました。同年12月には、「行政改革大綱」が閣議決定され、地方分権を推進するための「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、「行政改革大綱」の見直しと「実施計画」の公表が求められました。

平成17年10月1日、大田原市、湯津上村、黒羽町の3市町村による市町村合併を行ったことから、平成18年3月に、新生大田原市民の意見を反映させた第1次新大田原市行政改革大綱を策定しました。

平成19年4月、国は「地方分権改革推進委員会」を設置し、同委員会は、市町村の自治権の充実や地方自治体の自主性の強化、義務付け・枠付けの見直し、地方交付税や国と地方の税源配分の課題など、これまで4度の勧告を行いました。

これらを踏まえ、国は、住民に身近な行政は地方自治体が担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸問題に取り組むことができるようにする「地域主権改革」を推進するとしています。

今後、地域主権改革が推進されると、地方自治体は地域の資源や歴史、文化、伝統等を最大限に活用し、活力ある地域をつくり、「依存と分配」から「自立と創造」への転換が求められることとなります。

このような状況下、本市の行政改革の方針を示すとともに、市民と行政が協働して行政改革を推進するため、本大綱を策定するものです。

II 行政改革大綱の策定の必要性

本市は、行政改革の指針となる行政改革大綱を策定するとともに、具体的な取り組み内容を示した年度別実施計画を作成し、その計画目標の実現に取り組んできました。

また、平成12年4月には地方分権一括法が施行され、「地方にできることは地方に」の国の方針のもとに、地方分権と地方自治体への財源移譲を合わせて進めることにより、地方の自立性を高め、自己決定・自己責任の原則のもとに開かれた自治体経営が求められてきました。

平成22年6月には、地域主権戦略大綱が閣議決定され、地域主権改革が推進されることとなりました。

地域主権改革は、住民に身近な行政は地方公共団体が担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革です。地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくることが考えられます。

加えて、長引く景気の低迷は、市民所得や土地価格へも影響をおよぼし、市民税や固定資産税が減少するなど、市税を取り巻く環境は厳しい状況に置かれており、本市の財務体質を強化するためにも行政改革は必要不可欠なものになっています。

これらのことを踏まえ、新たな行政改革大綱のもとに「市民一人ひとりが主役となる住みよいまち」を実現するために市民と協働し、平成23年度から平成27年度までの5年間の行政改革を継続して推進していきます。

行政改革大綱においては、次の6項目を行政改革の重点項目として掲げ、強力で推進するものであります。

- 1 自助、互助、公助のまちづくりの推進
- 2 市民サービスの向上
- 3 効率的な執行体制の確立
- 4 行政体制の見直し
- 5 持続可能な財政構造の確立
- 6 公営企業等の経営健全化

Ⅲ 行政改革を推進するための取り組み内容

1 自助、互助、公助のまちづくりの推進

(1) 市民との協働と市民参画のしくみづくり

本市ではこれまでも、広範な市民活動に支えられたまちづくりが行われてきましたが、今後も安心して暮らせる大田原市を築くため、また、市民サービスの質の向上や業務の効率化を実現するために、市民が自らの責任で自ら行うべき役割（自助）、地域や民間の組織が協力して行うべき役割（互助）及び行政が担うべき役割（公助）とその責任を明確化し、市民との協働によるまちづくりを推進します。

(2) 民間委託及び指定管理者制度の導入推進

民間委託は、NPO法人を含めた民間の手法等を活用し、市民へのメリットを検証するとともに、民間委託費用と市の直営費用との相互比較、費用対効果も見定めながら、積極的な民間委託を推進します。

また、民間委託にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務に十分留意して推進します。

指定管理者制度の導入についても、公の施設について最も適切な運営主体を検討し、市民サービスの向上と施設運営の効率化を図るため積極的に導入します。

2 市民サービスの向上

(1) 窓口サービスの向上

住民の利便性の向上のために常に住民と接する窓口職員の接遇を徹底し、縦割り行政の是正やワンストップ窓口の導入等により窓口サービスを向上させます。

(2) 情報化の推進

庁内LANの活用による事務処理の迅速化や電子申請受付システムの導入を図ります。

また、情報化を推進しながらも、個人のプライバシーを守る個人情報のセキュリティの確保とセキュリティポリシー^{*1}を推進します。

(3) 事務事業の見直し

事務事業については、これまでも見直しをしてきましたが、限られた財源を有効に

活用し、市民一人ひとりの幸せ感向上のため、市民参加による事業仕分けを行い、その結果を参考にして事務事業を見直していきます。

*1 セキュリティポリシー

情報セキュリティに関する基本方針。市では、情報システムの管理運営や情報資産の安全性確保などについて定めている。

3 効率的な執行体制の確立

(1) 定員管理の適正化

職員の大量退職の時期を迎えているため、組織機構を継続的に見直し、平成22年度に策定した定員適正化計画に基づき、職員の計画的な採用を行うなど、適正な定員管理を進めていきます。

(2) 人材の育成と意識改革

効率的に質の高い行政サービスを提供するため、今まで以上に専門的な知識・技術の習得や政策形成能力の向上を図るとともに、自らの担当業務にとどまらず、その周辺業務にも多面的・機動的に対応できる職員の育成や個々の職員の意欲を向上させる取り組みを進めていきます。

4 行政体制の見直し

(1) 組織機構の見直し

地方分権による新たな行政課題、多様化する市民の行政ニーズへの対応や市民との協働によるまちづくりを推進するための組織機構づくりを行うとともに、スクラップ・アンド・ビルドの方針に基づき、行政のスリム化を目指しつつ柔軟かつ合理的な組織の構築を行います。

(2) 外郭団体の見直し

公益法人制度改革により、財団法人等は公益法人になるか一般法人になるかを選択する必要があることから、業務内容の検討を行い、財団法人等の統合も含め法人のあり方について見直しを行います。

5 持続可能な財政構造の確立

(1) 財政健全化の推進

今後も厳しい財政運営が見込まれるため、中期的な視点に立ち計画的な財政運営を行い、財政の健全化を推進します。

(2) 歳入の確保

地方公共団体が行政活動の自主性を発揮し自立性を高めるには、安定した財源の確保が必要であることから、住民負担の公平の確保、受益者負担の原則に従い、財源を見直し歳入の確保に努めます。

○市税等の徴収率の向上

市税、国民健康保険税等は、地域経済の低迷、企業のリストラ、倒産などの厳しい納税環境下にあるなかで、コンビニ収納など納税者の利便性を図りながら、自主財源の確保に努めます。

○使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則に従い、適正な使用料・手数料について原価計算方式により見直します。

○広告事業による税外収入の確保

市広報紙への広告掲載やバナー広告^{*2}等により、税外収入の確保に努めます。

(3) 歳出の抑制

○経費の節減

事業仕分けを導入し、事業の効率的・効果的な経営を行うとともに、人件費・物件費・扶助費などの経常経費について総点検をして見直しを行い、経費を節減します。

○補助金等の整理合理化

すべての市補助金について補助期限を設定し、補助対象事業、補助金の額、補助率等を検証し、必要不可欠と認められる事業に対し、適正な補助金を交付していきます。

(4) 適正な財産管理

市有財産については、市民ニーズも踏まえながら、公共・民間を含めた財産の有効活用を図り、将来においても利活用計画のない財産については、民間への払い下げを含めて検討し、効果的に処分します。

*2 バナー広告

インターネット広告の一種。市のホームページに広告の画像を貼り、広告主のウェブサイトにつながる手法をとる。

6 公営企業等の経営健全化

上下水道の地域拡大により、特別会計等の経営基盤を強化し、経営状況及び料金対象経費を的確に把握し、施設の統廃合、経費削減等による経営の健全化を推進します。

また、現在提供しているサービスの必要性を検証し、民間委託の推進、事務事業の見直しを進めるとともに、民間的経営手法の積極的な導入に努めます。

IV 実効ある改革とするために

1 年度別実施計画の策定

行政改革大綱に基づき、年度別の具体的な取り組み事項を「行政改革実施計画」にまとめ、計画的に行政改革を推進していきます。

なお、行政改革実施計画の所管課は、実施年度や数値目標を可能な限り設定し、現実的な行政改革を計画的に推進します。

2 推進体制

(1) 進行管理

職員は「全体の奉仕者」という公務員の原点に立ち、全庁的な意識の共有化と職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、自覚を持って行政改革を全庁的に推進するために、庁内組織である市長等の特別職及び各部課長等による行政改革推進本部において進行管理を行います。

(2) 行政改革に対する助言と提言

市の外部における行政改革推進のために設置された、市内各界代表者及び公募委員等で構成する大田原市行政改革推進委員会から、市の行政改革の取り組みに対して積極的な助言及び提言をいただき、行政改革を積極的に進めていきます。

(3) 実績の公表

年度ごとの行政改革の進捗状況について、大田原市行政改革推進委員会、市議会等へ報告するとともに、市広報やホームページにより積極的に市民に公表します。

(4) 成果の反映

行政改革の成果や実績については、次年度以降の施策に反映していきます。

3 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間として推進します。